

# 下松市・記者発表（配布）資料

令和7年3月31日

部 課 名	課 長	担 当 係 長	担当・連絡先（直通）
健康福祉部 高齢福祉課	池田 年規	長寿支援係 桑島 智美	兼重 聖子 0833-45-1837
1. 件 名	4月から高齢者バス・タクシー利用助成事業が始まります		
2. 目 的	高齢者の移動を支援するため、バスまたはタクシーの乗車時に使える助成券を最大60枚交付します。 ※交付枚数は申請月によって異なります。		
3. 日 時	令和7年4月1日(火)～ 助成事業開始		
4. 申請方法	<ul style="list-style-type: none"><li>市役所（高齢福祉課1階10番窓口）および出張所の窓口で申請、または郵送による申請。</li><li>※市HPの申込フォームは現在準備中です。</li><li>後日、ゆうパックで助成券を送付します。</li><li>令和6年度の「高齢者バス利用助成券」または「高齢者タクシー利用助成券」の交付された人には自動で助成券を交付するため、申請不要です（4月中旬までにゆうパックで送付予定）。</li></ul>		
5. 助成内容・ 利用方法	<ul style="list-style-type: none"><li>1枚200円の助成券を最大60枚交付します。</li><li>申請月によって交付枚数が変わります。</li><li>助成券を紛失・破損した場合は再発行不可。</li><li>下松市内での乗車または降車の場合に限ります。</li></ul> <p>◆路線バス</p> <ul style="list-style-type: none"><li>防長交通の路線バスのみで利用できます（高速バス・米泉号では使用できません）。</li><li>1回の乗車につき、助成券1枚のみ使用できます（200円割引）。</li><li>残りの運賃は現金払いです。運賃が200円以下でも使用できますが、おつりは出ません。</li></ul> <p>◆タクシー・福祉タクシー</p> <ul style="list-style-type: none"><li>周南地区タクシー協同組合に加入している事業所または下松市と契約した事業所のタクシー・福祉タクシーが対象です。</li><li>1回の乗車につき、1人3枚まで使用できます（最大600円割引）。</li></ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数人で乗車する場合も、1人につき最大3枚まで使用できませんが、運賃が助成券の合計額より少ない場合、おつりは出ません。</li> </ul> <p>○タクシーでの利用方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乗車時に助成券を使用できるか確認します。</li> <li>2. 降車時に乗務員へ助成券を渡し、残りの運賃を払います。</li> </ol>
6. 対象者	<p>下松市在住の満70歳以上の人で、障害者福祉タクシー券の交付を受けていない人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車運転免許証の所有を問わない（常時運転している人も申請可）</li> <li>・ 介護保険法の要介護認定の状況を問わない（要介護1～5の人も申請可）</li> </ul>
7. 主催者	下松市 健康福祉部 高齢福祉課 長寿支援係
8. その他	<p>事業内容は別紙の通り</p> <p>市HP：  <a href="https://www.city.kudamatsu.lg.jp/chouju/shien/koureisabustaxi.html">https://www.city.kudamatsu.lg.jp/chouju/shien/koureisabustaxi.html</a></p> 



ますます便利になりました！



令和7年度

高齢者バス・タクシー利用助成事業

利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

高齢者バス・タクシー利用助成券とは

- ◆ 1枚**200円**の助成券を**最大60枚**交付します。
- ◆ 申請は1人1回のみ可能です。令和6年度の「**高齢者バス利用券**」または「**高齢者タクシー利用助成券**」をお持ちの方には、4月中旬までにゆうパックで送付するため、**申請の必要はありません**。
- ◆ **令和7年度に新規申請する場合**は、以下①～④のいずれかの方法で申請書を提出してください。
  - ①市役所(高齢福祉課1階10番窓口)で直接申請
  - ②出張所で直接申請
  - ③郵送による申請
  - ④市ホームページからオンライン申請
- ◆ 申請された方には、後日、**ゆうパックで助成券を送付**します。
- ◆ 助成券をすべて使用した場合や紛失・破損した場合、**再発行はできません**。

年度 下松市高齢者バス・タクシー利用助成券  
 利用期間: 年 月 日～ 年 月 日  
 タクシーで利用する場合は「下松市の高齢者タクシー利用助成券」  
 と併用してご利用し、併用できる回数としてください。  
 ※この助成券を他人に譲渡、売買及び複製してはいけません。  
 不正が疑われた場合は、交付金の交付をできません。  
 利用券番号 No. \_\_\_\_\_  
 対象者氏名 \_\_\_\_\_  
 発行先: 下松市 印刷: 下松市 高齢福祉課長寿支援係 0833-45-1837



利用券 No. \_\_\_\_\_  
 年度 下松市高齢者バス・タクシー利用助成券  
 利用期間: 年 月 日～ 年 月 日  
 200 円  
 1回の乗車につき、  
 【バス】1枚(200円)のみ使用できます。  
 【タクシー】3枚(600円)まで使用できます。  
 ※この助成券を他人に譲渡、売買及び複製してはいけません。  
 不正が疑われた場合は、交付金の交付をできません。 発行先: 下松市

対象者

下松市在住の**満70歳以上**の人で、  
障害者福祉タクシー券の交付を受けていない人



下松市 高齢福祉課 長寿支援係

〒744-8585

下松市大手町3-3-3

☎0833-45-1837



# 路線バスでの利用方法

- ◆ **下松市内での乗車または降車**の場合に限ります。
- ◆ 1回の乗車につき、**助成券1枚（200円分）のみ**使用できます。
- ◆ 運賃が200円を超える場合は、不足分を**現金**でお支払ください。
- ◆ 運賃が200円以下でも使用できますが、**おつりは出ません**。
- ◆ 高速バス・米泉号では使用できません。



# タクシーでの利用方法

- ◆ 対象のタクシー
  - ・ 周南地区タクシー協同組合に加入している事業所
  - ・ 下松市と契約しているタクシー事業所
- ◆ 利用条件
  - ・ **下松市内での乗車または降車**の場合に限ります。
  - ・ **福祉タクシー**でも利用できます。
  - ・ **1回の乗車につき、1人3枚（最大600円分）まで**利用できます。
  - ・ 複数人で乗車する場合も、1人につき最大3枚まで利用できます。  
ただし、運賃が助成券の合計額より少ない場合、おつりは出ません。
- ◆ 利用方法
  - ① 乗車時に、助成券が使用できるタクシーか確認してください。
  - ② 降車時に、乗務員へ助成券を渡し、不足分の運賃をお支払ください。



# 交付枚数

申請月によって交付枚数が変わります。

4月申請	5月申請	6月申請	7月申請	8月申請	9月申請
60枚 (12,000円分)	55枚 (11,000円分)	50枚 (10,000円分)	45枚 (9,000円分)	40枚 (8,000円分)	35枚 (7,000円分)
10月申請	11月申請	12月申請	1月申請	2月申請	3月申請
30枚 (6,000円分)	25枚 (5,000円分)	20枚 (4,000円分)	15枚 (3,000円分)	10枚 (2,000円分)	5枚 (1,000円分)

# 注意事項

- 助成券は、**ご本人のみが利用**できます。
- 他人への**譲渡や売買は禁止**されています。
- 不正が発覚した場合、**次年度の交付はできません**ので、絶対に行わないでください。



ますます便利に変わります！

運転免許証があっても  
申請できます



# 下松市高齢者バス・タクシー 利用助成事業



令和7(2025)年4月から、バス利用助成事業とタクシー利用助成事業を統合し、**1つの助成券**でバス・タクシーのどちらでも利用できるようになりました。

## 1枚200円助成券を 最大60枚 交付します

年度ごとに**1人1回のみ申請**できます。  
すべて使用した場合や紛失・破損した場合は再発行できません。

### 対象者

下松市在住の満70歳以上の人で、  
障害者福祉タクシー券の交付を受けていない人

### 路線バスで使用する場合

**バス1乗車につき1枚のみ(200円割引)で利用可能**

残りの運賃は**現金**でお支払いください。  
運賃200円以下の場合も使用できますが、**おつりは出ません。**

福祉タクシー  
にも利用できます



### タクシーで使用する場合

周南地区タクシー協同組合に加入している事業所または当事業において下松市と契約している事業所のタクシーに乗車し、**下松市内での乗車または降車に限り、1乗車につき、1人3枚(最大600円)まで利用可能**

利用  
方法

**1** タクシーに乗る際に下松市発行の助成券が使用できるか確認します。

**2** 降りる際に乗務員へ助成券を渡し、残りの運賃を払います。

**複数人で乗り合わせた場合**でも、**1人当たり3枚まで利用が可能**です。助成券利用額がタクシー運賃よりも上回った場合、**おつりは出ません。**

申請・問い合わせ先

下松市 高齢福祉課 長寿支援係 ☎0833-45-1837